

「表示適正事業所であることの掲示等」に係る取扱規定

第1 目的

この規定は、山口県表示適正事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に規定されている表示適正事業所であることの掲示等について必要な事項を定める。

第2 表示適正事業所であることの掲示

認定を受けた事業者が、要綱第6条に基づくステッカー以外の方法で掲示を行う場合は、以下によるものとする。なお、消費者や取引先等に対し、本認定制度の趣旨について誤認を与えることのないよう適切な方法で行うものとする。

(1) 掲示の内容

別紙デザインガイドマニュアルのとおり、配布ステッカーと同様のデザインとする

掲示を行う者は、みだりにデザインを改変して使用してはならない

(2) 掲示の方法

認定事業所の店頭等で掲示を行う場合

認定事業所の販売場付近

上記 以外で掲示を行う場合

認証を受けている事業所を紹介するパンフレット又はホームページ等

第3 掲示の期間

掲示の期間は、実施要綱第8条の期間とする。

なお、実施要綱第16条に基づく認定の取り消しがあった場合、速やかに掲示を止めるものとする。

附 則

この規定は平成21年11月2日から施行する。